

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 計量器の定期検査を実施する件 三三〇
- 県外の区域から家畜の移入を禁止する件 三三一
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三三二
- 海岸保全区域として指定する件 三三三
- 随意契約の相手方を決定した件 三三三
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三三三
- 福島県教育委員会
- 福島県指定重要文化財として指定する件 三三三
- 福島県指定重要無形民俗文化財として指定する件 三三三
- 福島県指定天然記念物として指定する件 三三四

告 示

福島県告示第三百五十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十二年五月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
大沼郡会津美里町	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げ	六月二二日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	会津美里町構造改善センター

同 郡昭和村	同 郡金山町	河沼郡柳津町	大沼郡三島町
--------	--------	--------	--------

るものを除く。以下同じ。)、分銅及びおも

六月二三日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	六月二四日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	七月五日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	七月六日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	七月七日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	七月八日 午前九時三〇分から 午前十一時まで	同 午後一時から 午後二時まで
会津美里町高田体育館	会津美里町役場本郷庁舎	昭和村公民館	金山町役場横田出張所	金山町役場	柳津町役場西山支所	柳津町役場	三島町民センター	西方ふるさとセンター

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	耶麻郡西会津町、河沼郡会津坂下町、同郡柳津町、大沼郡三	対象となる特定計量器	非自動はかり、分銅及びおもり	検査の期日	一〇月一日から十二月二日 二日まで（土曜日、日曜日、一〇月一日、一
	右に掲げる町村		右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの		七月二三日から八月二〇日まで（土曜日及び日曜日を除く。） 午前一〇時から午後三時まで
町	耶麻郡西会津町	同	午後二時から午後三時三〇分まで	奥川小学校	
			同	奥川小学校 四郎分校	
			七月二三日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	野沢小学校	
			同 午後一時三〇分から 午後二時まで	群岡小学校	
河沼郡会津坂下町	同	七月二一日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	会津坂下町役場 東分庁舎		
		七月二二日 午前九時三〇分から 午後三時まで	同		
		同	同		

島町、同郡金山町、同郡昭和村、同郡会津美里町

月三日及び同月三日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第三百五十二号

口蹄疫のまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則（昭和四十三年福島県規則第四十七号）第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜等の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。
平成二十二年五月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 移入を禁止する家畜等の種類
牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにそれらの死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品
- 二 移入を禁止する県外の区域
宮崎県内の次に掲げる区域

1 西都市のうち大字現王島、大字都於郡町、大字藤田、大字黒生野の一部（堀内屋敷、孫太郎、岡富境、冷水、溝ノ口、札立、伏野、柳田、天子之花、大辻屋敷、三角之内、水洗、川平、藤四郎窪、花下屋敷、屋敷下、川窪及び砂瀬）、大字三納の一部（青木、長谷田、草坪、後町、北町、北町外川原、中川原、鶴田、久保田、上川原、才脇、大明神原、廻村、羽付原、鎌廻、松下、外園、神田、野原田、堤下、小坂元、曲淵、門田前、竹ノ内、鶯野、境田、前廻、苜払、黒牟田、笹川、榎町、眞萱崎、岩戸牟田、眞米、買地廻、大鳥、野間口、八反ヶ丸、岩下、下摩戸、上の山本、堀切、一位廻、柳之丸、内之丸、口ヶ廻、東廻、西廻、山下田、新原、上宮田、下宮田、下岩坂下、原田上村、青山、田中（原田）、古野、古野下川原、向井町村、雁亀、向井下町、向井町中川原、九流水下川原、九流水中川原、九流水上川原、岩戸川原、瀧下、物見、物見中川原、小谷、釘野原、城堀、宮之下、宮の後、久保田、九流水西ヶ廻、九流水岩下、下九流水、上九流水、九流水原、山之蒸、上吉田、栗野下、吉田、吉田前、上向井町、下木屋ノ内、野嶽、上木屋ノ内、上鶴ノ寺、麓、山神川原、下川原免、上川原免、上城下、後田、深野、桜町、大瀧下、中浦田、清水兼、上浦田及び吹山）、大字平郡の一部（梁之瀬、天神免、立山、別府代、菰田、谷寺、京田、宮尾、宮河、本村、井上、田中、横山、菅原、畑ヶ廻、瀬戸田、梅木廻、法小廻、松ヶ廻、妻田、寺廻、池袋、工田、八反ヶ丸、大町、戸ノ丸、稲泉、石廻、振廻、大坪、小堤、浦松廻、宮田廻、広見廻、城ヶ崎、後廻、通山、年賦廻、大廻、中間廻、釘坪廻、角力、尾寄、林原、楠廻、柳牟田、法蓮寺、戸屋ヶ前、犬牟田、堤下、金田、兔田、緩田、南川、鴨山、鴨目ヶ廻、雨乞、池田、飯廻、城内、小原、中之原及び向原）、大字岩爪の一部（七夕田、畑間、払谷、上原、小路、向原、大丸、和泉ヶ廻、次貫田、内之畑、畑、五百田、通迫、七百田、

正ブ廻、元村、堂床、境田、丸岡、春田、四反田、吉ノ丸、山下、赤迫、伏ヶ迫、園田、長山及び草場）、大字鹿野田の一部（五節句、松野島、松野田、谷辺、小苗代、潮、山ヶ迫、城内、横枕、梅木、山之後、益崎下、川上、嘉萬榮、荒敬田、横尾、中園、池田、内之丸、園田、筑後、池下、三反田、池上、山下、岡迫、一ヶ山、寺田、野中田、水落原、別府原、池之友、円光院、中尾、原口、向之城、高屋、久保、奥、滝之下、東ヶ迫、養命迫、坂之下、茶縁ヶ迫、光ヶ迫、知ノ元、小待、五反田、鳥子、宮前、内ヶ迫、深坪、鼻切、小姓田、小丸、柿ヶ迫、登坂、西ヶ迫、水口ヶ迫、冬切、塩ヶ迫、内山ヶ迫、谷之坂、辰巳ヶ平、滝山、青山、霧島、車ヶ瀬、寺下、神鶴、井出下、水洗、鶴田、藤蔵原及び土橋）、大字加勢の一部（鳥越、寺ノ下、南園、野下、下溝添、上溝添、苔迫、原田越、菅ノ丸、天役田、篠ノ畑、井手下、北堂、野間口、蓑添、才ヶ迫、柳戸迫、八反ヶ丸、小迫、小倉、畑ヶ迫、坂ノ上、森木、尾能、八双田川南、八双田川北、別府代、向鶴、別府代中嶋、岡ノ下、山下、踊迫、月中、外松原、平下、内ノ丸、七曲、土器田、下ノ原、大番田、中子田、横山、原園、妙奥迫、前ヶ迫、南ヶ迫、下松ヶ迫、鍛冶屋尻、宮園、宮ノ下、丸田、父ヶ迫、迫之口、市位迫、松ヶ迫、師匠田、石尾河内、谷口、嶋畑、石坂、小丸、大丸、東ヶ迫、柳井迫、堀町及び菖蒲迫）、大字下三財の一部（向江、天神川原、見守川、八双田、古川、六升田、戸敷、古菜、池見手、藤崎、久米田下、岡下、広地、前田、井尻、堤下、外園、中別府、尾立下、月中、亀塚、亀塚屋敷、楠牟田、南牟田、大島、鶴後、遊行瀬、田ノ前、川原田、田ノ前、猫嶋、奈良瀬、杉ノ内、城ヶ下、北田、西川、大内田、永迫、亀塚原南、月中原、岩亀後、岩亀牟田、岩崎牟田、湯言寺、岩崎、前田、新開、宮迫、山下、川久保、向江、三反田、下中川原、上中川原、角地、立山、下新田、北新田、上新田、高山、今嶋、外園、古城屋敷、下ノ原、財野尾、権現原、霧島原、上原一、上原、上原二、新原一及び月中原二）、大字山田の一部（川原、下水流、袋島、古川、前田及び馬場田）、大字荒武の一部（彦田、大坪、城平、浜迫、亀割、仮田、園田、山宮、大知ヶ廻、土橋、養十院、大久保、佐土ヶ廻、佐土ヶ浜、論田、梅ヶ当、藤蔵原、八幡迫、木屋下、財ヶ廻、清田、八幡田及び馬場田）及び大字上三財の一部（大原）

2 宮崎市のうち佐土原町下田島、佐土原町上田島、佐土原町下富田、佐土原町伊倉、佐土原町石崎一丁目、佐土原町石崎二丁目、佐土原町石崎三丁目、佐土原町松小路、佐土原町下那珂の一部（穂、藪内、岩瀬、五反田、南田、曲田、橋口、堤下、押ヶ崎、鳥越、久保田及び浮橋を除く。）、佐土原町東上那珂の一部（和泉、中ノ丸、後迫、弓ヶ谷、内田、城ヶ迫、三合原、廻り山、桑木田、北ヶ迫及び大久保を除く。）、及び佐土原町西上那珂の一部（小丸、中畑、森園、杉鹿野、永迫、南河内、松ヶ迫、元屋敷、山田、山ノ口、真米、河内、上ノ迫、長園原、縄手、下相作、待居廻及び畑ヶ迫を除く。）、

3 日向市のうち大字財光寺、往還町、沖町、大字塩見、南町、中町、本町、大字富高の一部（汐谷崎、中原、小松崎、岩崎、新開、釜蓋、川添、横道、塚本、永菖蒲、上切畑、下切畑、上鷹巣、下鷹巣、太田、黒象、釜八重及び春町）、美々津町の一部（前ノ原、田久保、前田、竹の内、宮の下、日志原、霧島原、高松、松ノ本、下

百町原、落鹿、上百町原、内場、草刈、清水ヶ谷、富ヶ塚、橋ノ本、浜山、上ノ瀬、風原、三月田、麻附、鹿場、宮田越、堂面木、笹尾、高鳥、石神及び田の原）及び東郷町山陰乙の一部（日田尾及び鶴戸木）
 （畜産課）

福島県告示第三百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、小野町土地改良区から平成二十二年四月十四日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月十四日認可した。

平成二十二年五月二十一日

福島県知事 佐藤雄平
 （農村計画課）

福島県告示第三百五十四号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成二十二年五月二十一日

福島県知事 佐藤雄平

海岸名	区	域
相馬海岸 北海老地区海岸	一 基点の位置（公共座標第Ⅸ座標系） 基点20 X一九二〇五七・五五五 Y一〇三八四〇・四四八の点 基点21 X一九二〇六五・九三二 Y一〇三八二六・四二八の点 基点22 X一九二〇七〇・三七七 Y一〇三八二八・七三七の点 基点23 X一九二〇六二・六三一 Y一〇三八四一・七〇〇の点 二 区域 基点20、基点21、基点22、基点23及び基点20を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	

（農業基盤整備課）

公 告

公告第217号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける平成22年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年 5月21日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成22年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
 - 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部市町村総室市町村行政課 福島県福島市杉妻町2番16号
 - 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年 3月30日
 - 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
財団法人地方自治情報センター 東京都千代田区一番町25番地
 - 5 随意契約に係る契約金額
52,932,356円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当
- (市町村行政課)

公告第二百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、白河市から県南都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年五月二十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第一号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第四条第一項の規定により、福島県指定重要文化財として、次のとおり指定する。

平成二十二年五月二十一日

福島県教育委員会

一 建造物の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
願成寺 本堂・旧阿弥 陀堂・山門	三棟	宗教法人 願成寺	喜多方市上三宮町上三 宮字籬山八三番地	喜多方市上三宮町上 三宮字籬山八三番 地

二 考古資料の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
陣が峯城跡出土 品	一括	会津坂下 町	河沼郡会津坂下町字市 中三番甲三六二番地	河沼郡会津坂下町字 五反田一二二番地 の四 会津坂下町中 央公民館分室

三 歴史資料の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
絹本着色飯豊山 山道絵図 附 桐箱	一卷 一合	宗教法人 飯豊山神 社	喜多方市山都町一ノ木 字飯豊山乙四八四一番 地	喜多方市山都町一ノ 木字中在家乙一七六 〇番地口 飯豊山神 社

(文化財課)

福島県教育委員会告示第二号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第十八条第一項の規定により、福島県指定重要無形民俗文化財として、次のとおり指定する。

平成二十二年五月二十一日

福島県教育委員会

絹谷の獅子舞	所在地 いわき市平絹谷字諏訪作二〇〇番 諏訪神社	保護団体 絹谷獅子舞保存会
下高久の獅子舞	所在地 いわき市平下高久字八幡二〇七番 八幡神社	保護団体 下高久区

(文化財課)

福島県教育委員会告示第三号

福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第二十四条第一項の規定により、福島県指定天然記念物として、次のとおり指定する。

平成二十二年五月二十一日

福島県教育委員会

八幡のケヤキ	所有者 二宮 仁	所有者の住所 南会津郡下郷町大字中山字 中平一八番地	所在の場所及び面積 南会津郡下郷町大字 中山字中平一八番地 右記番地のうち面積 一六八・八二五平方 メートル
--------	-------------	----------------------------------	---

(文化財課)